

支部ニュース

2023年3月 No.592

発行 自由法曹団東京支部

〒112-0014 東京都文京区関口 1-8-6

メゾン文京関口Ⅱ202号

TEL03-5227-8255 FAX03-5227-8257

郵便振替 00130-6-87399

●第51回支部総会特集

※支部総会の概要	野澤裕昭	1
※金平茂紀さん講演録（要約）ウクライナ侵略から一年		1
※総会での発言		6
※退任の挨拶		14
・幹事長退任の挨拶	金 竜介	14
・次長退任の挨拶	藤原朋弘	15
・次長退任の挨拶	岩本拓也	16
●優れた見識と優しい人柄	上条貞夫	17



第 51 回自由法曹団東京支部総会特集

総会の概要

野澤裕昭支部長

本総会は新型コロナ感染拡大の影響でリモートでの開催になりました。東京以外からもリモート参加、会場とリモート参加合わせて80名の参加がありました。午前の予算決算などの議論の後、午後から金平茂紀氏（ジャーナリスト、TBS特任キャスター）の記念講演があり、質疑応答の後議案の討論に移りました。支部役員は3名が退任（金竜介幹事長、藤原朋弘事務局次長、岩本拓也事務局次長）、2名が新任（西田穰幹事長（東京東部法律事務所）、浅野ひとみ事務局次長（東京法律事務所））選任されました。司会進行は、西田穰団員と和田壮一郎団員が行いました。

金平茂紀さん講演録(要約) ウクライナ侵略から一年

<ウクライナ侵略から1年>

本日2月24日はちょうどロシアがウクライナに侵略してから1年という節目の日です。私は、1年前の今日はトルコのイスタンブール空港にいました。キエフ行きの飛行機に乗りこむために空港ロビーで待っていたのです。ところがまさにその日、ウクライナ侵攻が始まり飛行機は欠航となりました。モルドバ行きの便に慌てて換えましたが、この便も欠航、結局ルーマニアのブカレストに飛び、そこから陸路10時間北上してウクライナ領土に2月25日に入ったのです。

私はロシアがウクライナを間違いなく侵略すると確信していたので、前日2月23日夜に羽田を発ちました。それからまさか1年後もこの戦争が続いているとは思っていませんでした。

今日はちょうど1年ということで駐日ウクライナ大使のコルナスキー氏が記者会見をしたのですが、サプライズでエマニュエル駐日アメリカ大使やEU駐日大使も一緒に並んで3人並んで記者会見をしました。

講演を始める前に、普段は決してやらないのですが1分間黙祷をしたいと思います(黙祷)。

<ウクライナ侵略について>

お話したいことはたくさんあるけれども、今日はウクライナの話に絞ってやりたいと思います。私は、ジャーナリストなので、現場でいろいろと見聞した情報をもとに話をしていくことにしたいと思います。



UNHCR 発表では、民間人だけでウクライナで8000人以上が亡くなっており、ロシア兵はもっと亡くなっています。

私は、2020年は歴史の「分岐点」と位置づけられると考えています。世界的にもそうですし、日本史的にもです。

まず、①ロシアによるウクライナ侵略戦争が2月24日に始まった、次に②7月8日に安倍元首相が銃撃・殺害される事件が起きたということがあります。

②は後で述べますが、①については、まず考えないといけないこととして、戦争の主体が「国家」とされていることです。あらゆるメディアが、「ロシアがウクライナに侵攻した」としていますが、現場に行くと、闘っているのは「人間」であって「国家」ではありません。ロシアの独裁的な権力者に命じられた兵士が、ウクライナ国境を越えて、そこに住んでいたウクライナの人々を殺害しています。戦争の主体を「国家」と言うとき、その「国家」とはいったい何なのか、なぜ「国家」の理不尽な命令に従わなければならないのか、そこを考える必要があります。今のロシアが、プーチンの下に「挙国一致」という体制が作られてしまっていることを忘れてはなりません。

また、「正義論」VS「平和論」という枠組みについても考えなければなりません。私たち日本人は、戦争の当事国ではないですし、NATOの一員でもありません。その第三国が当事国とどう向き合うのかが問われます。「正義論」とは、自分たちの領土と国民を守るために正義の戦争も辞さない、という論です。第三国は、その正義の側に武器供与も含めて支援することで、正義の戦争を支援しているのだとされます。これにたいして「平和論」とは、戦争の本質はつまるところ「敵を殺せ」に尽きる。人が殺されていく戦争が長引くことを避けるために、外交的手段を用いてとにかく一刻も早く終わらせることを考える、という論です。

この2つが大きな潮流ですが、いまは「正義論」が圧倒的優位で、日本もこれに加わっています。このまま続くと、ものすごい数の人々が殺されてしまうがそれでいいのかということを知りたいと思います。

<7.8事件 安倍元首相銃撃・殺害事件>

次に②の安倍元首相銃撃・殺害事件です。これで「パンドラの箱」が開いて、いまだにその蓋は空いたままとまっていると思っています。この事件が起きなければ、統一教会の問題も掘り起こされることはなかったでしょうし、国葬ももちろんなかったです。

ウクライナ侵略と併せて考えれば、軍備費の暴走的増大や安保3文書改定もここまで急進展しなかったと思います。安倍氏が銃殺されたことで、岸田首相が舞い上がり、安倍氏が生前実行しようとしていたことを必ず実行しなければならぬと**考えている節**があります。

カナダの思想家であるナオミ・クラインが「ショック・ドクトリン」(惨事便乗型資本主義)という本を出しています。これはまさに本質を突いた言葉で、戦争や大惨事を隠れ蓑にして、国民がパニックになっているときにどさくさに紛れて平時ならできないことを実行することをいいます。「9.11」後に、アメリカがアフガニスタンに攻め入りタリバン政権を崩壊させ、その後「9.11」とまったく関係のないイラクとも戦争をはじめ、フセイン政権を崩壊させたということがまさにこれです。

もっとわかりやすい言葉で言うと、火事場泥棒。つまり今回も、ウクライナ戦争と安倍氏銃撃事件が起きたことで、これらに乗じて、奇貨として、普段できないことをやっつけてしまおうということが生じています。

具体例に出しますと、防衛費を今後5年間で43兆円費やすとしたことが挙げられます。これまであり得なかったことを実行しましたが、世論調査を見ても驚くことに国民はあまり強く反発していません。

ん。GDP比2%で世界3位の軍事大国になる、トマホーク500機をアメリカの言い値で買うなどともないことです。メディアが台湾有事や尖閣有事と世論を煽っていることも一端を担っているのではと思います。私としては最近、与那国島の公道を自衛隊の装甲車が走ったことに最も衝撃を受けました。なぜこんなことが起きているのか、タモリ氏があるテレビ番組で「新たな戦前」と発言したことそのものです。

ほかにも、原発政策の犯罪的転換があります。新規増設は、安倍・菅政権でさえ言わなかったのに、「次世代型革新炉へのリプレースメント」と、霞が関文学で誤魔化してついに宣言してしまいました。稼働期間の上限実質撤廃もそうです。点検期間は数えなくていいとのことですが、その間も原子炉は経年劣化しています。人間でいえば寝ている時間を数えないのと等しいものであり得ないし、端的に福島原発事故をなかったことにしているようなもので許されることではありません。

<ウクライナ侵攻をどうみるか>

ロシアによるウクライナ侵攻は、まぎれもない「侵略戦争」です。プーチンは「戦争ではなく、特別軍事作戦である」と発言していますが詭弁です。あらゆる侵略は「自衛」「平和維持」「自国民保護」の名目で行われてきました。「上海事件」「満州事変」もそうですし、プーチンは日中戦争に至る日本軍のようなことをやっています。

フランスの思想家ジャック・アタリは「冷戦終結の最終章」だと言っています。1991年でソ連は崩壊したけれども、冷戦はそんなに一瞬では簡単に終わらないと。30年以上の時間が必要なんだと。

また、ノーベル賞作家のスベトラナ・アレクシエービチは「セカンドハンドの時代」という著書がありますが、強制収容所に収容されていた人が突然自由になると、何をしたいかわからないから、収容所にいたときと同じことをやるのだと言っています。今のロシアもまさしくそうで、旧ソ連時代あるいは帝政ロシア時代(ピョートル大帝)にノスタルジアを感じて回顧するようなことをやっています。

1941年6月22日～1945年5月9日までの独ソ戦争で、2000万人という多大な犠牲を払ってナチスドイツを打ち破ったのだという認識を旧ソ連時代の人々、およびロシアの大半の人々は持っています。プーチンは、今起きていることは独ソ戦争の再来だという言い方をしており、ロシアでも、全部とは思いたくないのですが、ロシアのテレビのプロパガンダのもとで、挙国一致体制のような状態になっています。

こういう歴史的経緯を知らなければ、今起きている戦争の本質は分からないと思います。

日本はかつて、第二次世界大戦で多大な犠牲を払ったことで、さらに多大な加害を周辺国に加えてことで、絶対に戦争はしてはいけないという歴史を学んできたはずでした。しかし、今、他国から侵略されたら防衛のためには戦争もやむを得ないのではないかという意識が特に若者の間で広がっています。憲法9条2項では「国の交戦権は、これを認めない。」と定められていますが、国家が戦争をすることを認めないと書いてあるのは本当にすごいことです。憲法は政権を縛っているのです。今の時代は憲法9条の根源的精神が問われていると感じます。

<ウクライナでの取材>

2月24日にルーマニアに行って、国境地帯に行った時に写真をスマホで撮影しました。手前がルーマニアで、向こうがウクライナですね。女性、お年寄り、子供だけが逃げてきて男性は残るように大統領の動員令が出ていました。私は、どこかの会社の従業員宿舍みたいところに泊まっていたのですが、従業員から逃げろと言われて近くの核シェルターで空襲警報が解除されるまで過ごしました。10

日間、ウクライナにいましたが、帰国する際にも民間航空機が飛んでいないため、陸路でルーマニアに行くために6時間半、国境検問所付近で並びました。雪が降っていて寒いなかでした。行列に並んでいた時、赤ん坊を連れた母親や妊婦がくると、みんな先に行かせていましたね。

<メディアの役割>

こういう事態にあつては、メディアこそ率先して現場に積極的に行くべきですが、日本のマスメディアに関して言えば、当初はどのメディアも腰が引けていました。特にNHKが情けなかったと思います。今はたくさんの方が現地に行っていますが、あの当初はNHKが真っ先に逃げ出して現地に行きませんでした。ひとつには日本のメディアが外務省の退避勧告の言いなりになっているということがあります。イスラム国・ISIS問題の際に、日本のジャーナリストが人質に取られたという事件が何度かありましたが、自己責任論を振りまく一部メディアがいたために、危険なところにわざわざ行った人間を税金投じて救うのかという全くひどい世論が醸成されてしまいました。

しかし、ジャーナリストはその論理に縛られる必要はないと思います。国民に真実を伝える使命があるわけですから。ただ、組織に属しているジャーナリストは現実問題としてそういうことができず、フリーランスジャーナリストが担っているというような事態になっています。これは初期のことですが。なぜこういうことを言うのかというと、欧米の主要メディアは現地にとどまり続けていたからです。英BBC、米CNN、独ZDF、仏フランス2、スペイン国営テレビ、アルジャジーラなどはとどまり続けていましたし、かなりの取材要員は女性たちでした。

現地でウクライナの公共テレビなどを見ていると、「頑張ろうウクライナ」という動画を筆頭に「勝つための報道」が多くなるのがわかります。通常のニュース番組も背景に常にウクライナ国旗が翻っていました。ちなみにロシアのほうはもっとひどい状況で、ロシア軍を翼賛する映像が常に流れています。日本も戦時中は、大本営発表ということで、ラジオなどでやっていたね。

興味深かったのがLyse Doucetという英BBCの戦場記者たちの報道ぶりです。彼女や同僚の撮影した映像では、敢えてロシア兵の死体の真横で報道をしていますが、この死体はチェチェン人(ロシアの少数民族)のもので、戦争で最前線に送り込まれるのは、いつもこのような人々である、という事実が映像から伝わってきました。

<この数日間の事態の急進展>

① 米バイデン大統領のウクライナ訪問

2月20日、開戦1年を前にバイデン大統領がキーウに行きましたね。これには驚きました。ポーランドにいつもと違う軍の小型飛行機で行き、ポーランドから列車で10時間かけて訪れたとのことですが、列車は攻撃対象となりやすいため、よく敢行したなと思います。大統領には同行記者団がありますが、今回は2人だけ連れて行き、他には内緒で行っています。大胆なパフォーマンスですが、これで局面が変わったところもあります。つまり、アメリカの決意です。

② プーチン大統領の施政方針演説

バイデンがウクライナに訪問をした数時間後に、今度はプーチンが今年初めての施政方針演説をしました。バイデンを10回以上名指しで批判し、ウクライナ侵攻はロシア防衛のための、あくまでも正当なたたかいであること、この作戦を継続すること、欧米側が戦争を開始させたという倒錯した見方を示し、プーチンを支持する「愛国者国民大会」もモスクワ市内で開かれました。まるで1930年代のナ

チスの集会のようですね。BBC モスクワ支局長のローゼンバーグ記者がその熱狂ぶりだけではなく、集会から早々と帰ってく人々の様子まで撮影して放送していたのには脱帽しました。

ロシアはこの演説で一気に挙国一致体制になりました。「Point of No Return」です。

個人的には、第二のベトナム戦争のような長期化・泥沼化に間違いなくなると確信しています。また、時を同じくして、モスクワを訪問した中国外交部長（外相）の王毅とプーチンが会談したという出来事もありました。

<ロシア＝プーチンではない>

① 蔓延するロシア嫌い

芸術家、アーティスト、スポーツ選手、映画監督、らの国際舞台からの一斉追放が起きています。ワールドカップにロシアは参加を拒否されました。プーチンが褒めたために、ソルジェニーツィン、ドストエフスキーの作品の評価までもが下がるといふ風潮もあり、近いところでいえばNHKもロシア語講座の放映をやめています。ラジオはまだやっているようですが、この風潮が広がっていることはとても危険なことのようには思います。

<G7サミットについて>

今年の5月、日本が議長国として広島でG7サミットが開かれます。話題の第1はウクライナで、第2は中国関係になるでしょう。日本はウクライナ問題にもっと積極的にコミットするように求められると思います。今の政権は、アメリカの言いなりで「空っぽ」です。万が一、被爆地である広島から間違ったメッセージがロシアに送られ、万が一ロシアが核兵器を使用するような事態は絶対に避けなければなりません。核使用へのトリガーを広島から引くようなことはあってはなりません。私としては「空っぽ」ではない、ちゃんとしたリーダーに日本を率いて欲しいし、僕ら自身もしっかりとした民意を持つ必要があると思います。

<ウクライナ侵攻 これからのこと>

年末年始に自費でモスクワに訪問し、大晦日にモスクワ・グム百貨店などに、元旦にはモスクワ赤の広場にも行きました。写真を見ていただければわかるとおり、戦争中なのにメリーゴーランドで楽しんでいる光景が広がり、たくさんの人で賑わっています。食料もたくさんあり、ロシアは全く少なくとも表面的には困っていません。それがかえって絶望的でした。私はこの状況からすれば、戦争はなかなか終わらないだろうと思いました。

その中でも興味深いものとしてプーチンの顔をプリントしたトイレットペーパーがあります。これは2回目のウクライナ取材の時に、キーウのマイダン広場で購入したのですが、こういうものを作って戦争につくるといふのはなかなかのことだと思います。心の中までは支配されない抵抗の意志を表したものです。強いものに追随するような日本人の国民性では、戦争への道をひた走るような強いものに追随してしまうのでしょうか。ウクライナにはまだ強いものに抵抗するマインドが残っています。

また、ロシアだけを悪者にするようであれば、戦争は簡単には終わらないと思います。ロシアであれば滅ぼしていいというような考えは危険ですので、私たちもそこに陥らないようにしなければなりません。善悪二元論の単純な世界観では測れないさまざまな現実が実際にはあります。

まだまだ、用意してきたことは半分も終わっていませんが、今のウクライナ侵略問題は正解がすぐそこにあるものではなく、あとは皆さんのご意見も伺いながら議論できればと思います。

総会での発言

～～午前の部～～

○憲法平和での問題提起

横山雅事務局長

昨今の情勢について特に象徴的であったのは、やはり昨年末、敵基地攻撃論に関しても盛り込まれた安保3文書の策定がなされた点だと思われる。

私は団本部において、秘密保護法制定の頃から安保法制反対に関して次長を務めていた。

その頃よりも憲法をめぐる情勢は悪化しているが、それに対する運動は低調になっているとの問題意識を持っている。

その原因はいくつかあり、やはり一つ大きいのはコロナ禍。動きがとりづらくなってしまった。しかしその他にも原因はある。



今般、改憲阻止に関する署名を集めても、東京地評のような大きな組織であってもなかなか集められなくなってしまっている。そうした団体の下部組織メンバーに署名をお願いしても、現在の情勢では署名ができないと言われてしまうことすらあるようだ。やはり昨年2月から始まったロシアのウクライナ侵攻が、今も国民の意識、認識に影響を与えているのだと思われる。

日本の隣国であるロシアによる侵攻であることもあり、その影響はとても大きい。もう一つの隣国である中国の脅威もまた、国民において漠然と、人によっては具体的な危機感として共有されている。

そういった情勢の中でどういった活動をすべきなのかが問題。何をするのか、どういったことを訴えていくのか。その辺りをしっかり考えて活動をしないと、どんどん明文改憲に向けて進んでしまうし、解釈改憲に向けた動きも加速していつてしまう。現状、その両面で憲法9条改正に向けて動いている。こうした動きを阻止するために、具体的に東京支部としてどう動いていくべきなのか、本日は議論をしていきたい。

個人的には、やはり分かりやすい宣伝物を作成すべきだと考える。これは以前団本部でも作成をしている。現在の憲法をめぐる情勢について、具体的にどうなっているのかを分かりやすく伝えるような宣伝物を作成すべきだと思う。原点に立ち返り、こういった草の根の運動を今一度行うべき。

○本部の憲法討論集会の議論等について

高橋寛団員（旬報法律事務所）

私は団本部で事務局次長を務めさせて頂いている。

団本部でも1月に憲法討論集会が行われ、50人以上が集まり、新人も何人か参加してもらった。集会では、現在の憲法をめぐる情勢に対してどう取り組んでいくのかを中心に議論をした。

地方の先生からは、普段分かっていないこと、考えていないことに関して理解が深まった、今後の街宣活動に生かしたいと仰って頂いた。しかし、若手の先生からは、お話をもらったもののそれでも難しい内容で、理解が難しい論点あったとの声も頂いていた。

今後の運動を行う上で重要なのは、やはり次世代を担う先生に運動に参加をしてもらい、その理解を深めてもらうことだと思う。しかしながら、本部の集会だと、憲法・平和問題に関して一家言のある先生の発言が多く、若手が萎縮をしてしまっているようにも思われる。まずは小規模な集まりなどに参加をしてもらって考え方を共有し、問題意識を持ってもらうべきだと思う。若手、新人の先生がおられる事務所の先生方には、その辺りについても配慮をしてもらいたいと考える。

○宣伝活動の必要性について

和田壮一郎事務局次長

団支部の次長として1年間憲法の担当をした。

主に宣伝物の作成を行い、ウクライナ侵攻のみならず、統一協会問題についても作成をした。改憲問題についてはあまり関心がないような雰囲気だが、ウクライナ侵攻や、統一協会問題についての宣伝物には大きな関心を持ってもらえているように感じている。

現状もっとも宣伝が必要だと考えているのは、やはり年末策定された安保3文書。まるで政権がそれを意図したかのように内容が複雑で、何か危ないかもしれない程度の認識しか持っておられない若手の先生も多いのではないかと感じている。

また、所内では、久保木団員より、安保3文書について、これはどういったものなのか、勉強会を行うことがあった。私もまたこれを受けてもっと分かりやすい宣伝物を作成し、法的知識のない方にも理解のしやすいものを作成していきたいと考えている。

○安保関連3文書改定問題を巡る情勢について

野澤裕昭支部長

冒頭の挨拶でもお話ししたが、安保3文書は、その内容をよく読めば、日本の防衛のためではなく、米中対立の中でアメリカが中国を封じるための戦略の一端を担うものでしかないことは明らか。北朝鮮によるミサイル攻撃への防衛などはあまり関係がない。アメリカの国家安全保障戦略と、日本の安保3文書が一对のものになっていることは明らかである。



CSIS（戦略国際問題研究所）の台湾有事シミュレーションにおいて、民間人が多く犠牲になる可能性があることが予測されている。まさにそういったシミュレーションどおりの事態に関して、安保3文書がその役割を果たすようなものになっている。

そういった情勢であるが、中にはそれでもアメリカ側につくのが利益であると考える人も一定数いると思う。そういった人たちは説得しても変わらない可能性もある。それでも、アメリカ側について中国と対立することについて、必ずしも日本の国益——国益という言葉はあまり使いたくないが——ならないことをしっかり伝えるべきである。

ASEANでも、制裁に参加しているのはシンガポールだけで、他の加盟国は制裁に参加せず、むしろロシアからの観光客受け入れて、観光産業が潤っている点もある。このように、米中対立に加担して対立するのではなく、それを利用するしたたかな国家もある。盲目的にアメリカに従い、軍拡競争、戦争へと進めば、人的被害はもちろん経済的被害も大きくなってしまふ。そうした瀬戸際にある。そう言った部分も含めて総合的な議論を行うべきである。

○安保関連三文書改定における法律事務所の取り組みについて

小部正治団員（東京法律事務所）

冒頭の横山事務局長に賛同したい。

東京法律事務所では、これまでの2～3万人を超える依頼者の方々に、事務所通信を出している。その中で、今般の台湾有事や安保3文書について、特別号外を出す方向で中川先生とも話をしている。また、友好団体にもいくらか送るか検討をしている。

台湾有事の問題については、政府のいわば欺瞞的な説明がうまくいってしまっている部分もあり、世論状況的には劣勢になってしまっている。そうした状況の中でも、事務所で出来ることを着実に実行していきたい。

通信が完成したら各事務所にも送ろうと思うので、是非ご一読お願いしたい。

○安保3文書の取り組みについて

佐藤誠一団員（東京南部法律事務所）

私の事務所でも、安保3文書についてどう取り組みを行っていくべきか、議論を行っている。

当事務所では、その所在する大田区内の労組その他の団体にアンケートをお願いした。その中でどういう取り組みをしているのか、当該取り組みを行っていない場合はどういった事情があるのかを聞き取り、一定の回答を得るに至った。今後、そうした回答を踏まえて各団体と懇談会を開催する予定を立てている。その中で、各団体とともにどういった方向で運動を行っていくべきか意見交換を行うとともに、具体的な取り組みの実施について検討したいと思っている。こういった懇談会自体は以前も行って来たものだが、今後も同じようなスタイルで継続をしていきたいと考えている。

また、直近の取り組みとして、去年始まったウクライナ侵攻以来、蒲田駅前では街頭宣伝活動を行っている。街頭宣伝では、ウクライナ問題や憲法問題について、広く市民に知ってもらおうと呼びかけを続けている。

○ウクライナ問題

金竜介幹事長

ウクライナ侵攻から本日で1年が経過したが、現在のような状況、すなわちウクライナが直ちにロシアの占領下におかれなかったのは、ウクライナ国民が果敢に抵抗し、また欧米諸国からの多くの武器援助があったからだと思う。そしてそのように国民の多くも理解をしているように思われる。こうした理解は、改憲問題を取り扱うにあたって国民と距離が遠くなってしまいうようなものであり、難しいように感じている。他の団体などに聞いても、今までどおりの活動では難しいという認識は持っているものの、結局今までどおりの活動しかできていないような状況である。

また、台湾有事に関しても、確かに発生の可能性は低いとは言いつつも、その脅威感には国民に不安を覚えさせている。この辺りについても踏まえて、しっかり検討しなければならない。

○安保3文書を中心に

松島暁団員（東京合同法律事務所）

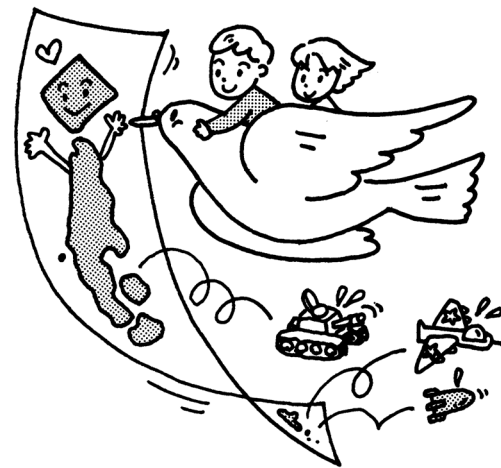
安保、憲法・平和問題について、特に現在問題となっている安保3文書については、若い先生方を含めて、その難しい部分の全てを理解しなければならないのかと言えば、そういったわけではない。その

辺りの詳細な議論は、一部の詳しい先生に任せてしまって良いと思う。安保3文書により現在の状況がどうなるのかについて、その基本的なところについて理解をしておけばよい。

この問題に関して、論点はそれほど難しくなく、ある程度単純なものと言える。すなわち、GDP世界2位であり、軍事力も強大なものになっている中国が、今後暴発する可能性があるとの危険性に対して、日本は、日本国民はどう対応するのかとの問題。

これまでは、1990年代の台湾海峡危機以来、アメリカの抑止力が効いていたが、現在ではその抑止力も弱まりつつある。これを日米一体の軍事力で抑止するとの方向性について、国民が、また民主団体が受け入れるのかどうかということ。その場合、立憲主義は破壊されるだろうし、抑止力が効けば良いが、効かない場合は戦争になる。その場合は当然人的、物的被害が生じる。そうしたことを覚悟できるのか、受け入れることができるのか、そういう問題だと思う。

仮に人的被害が出たとしても、中国の横暴は許されない、それが台湾を防衛するために必要だということなのか、その辺りについて世論形成のせめぎ合いがある。各々この点に関しては考え方が思う。そういうところをしっかりと戦わせて、活動をしないといけない。コロナ禍以前は、その辺りについて学習会なりで意見のすり合わせができたが、今はそれもなかなかできない。自分自身で考えなければならぬところもあると思う。



～～午後の部～～

☆憲法・平和について

○ウクライナ問題

今村幸次郎団員（旬報法律事務所）

団本部の動きとして、本日でロシアによるウクライナ侵攻1年ということで、ロシアに対する即時撤退と、日本政府に対するこの侵攻に便乗した大軍拡の反対決議を執り行った。当該決議には、ロシア国内における言論弾圧への反対、日本におけるウクライナ侵攻を奇貨とした軍拡や改憲への反対も含まれ

ている。決議の起案は東京法律事務所の加部先生が担当された。加部先生は、以前ロシア語で、ロシア人向けの反戦動画を作成していた。今回もこの決議に際してその第2弾を作成し、動画投稿サイトに投稿している。支部のメーリスにも流したから、是非とも視聴をして欲しい。

○現在の改憲情勢（安保関連三文書改定による実質改憲を中心に）

久保木太一団員（城北法律事務所）

最近の活動として、私の方では一昨日、立憲民主党の議員と懇談をすることがあった。その話の中で感触として、実質的な改憲として安保3文書の問題の比重はかなり大きいように感じた。

もちろん、明文改憲の動きもある。幸いにして、衆議院、参議院ともに現在のところ憲法審査会の開催はないが、今後は開催があるものと思われる。まずは緊急事態条項、特に議員任期の延長問題がある。この取りまとめを強引に行って、これだけでも通していこうとするのではないかと。この任期延長については、一部で構わないのではないかと、単なるお試しでしかないと思っている方もおられるのではないかと。しかし、私は、こうした点もまた憲法全体の秩序を害するものと考え。すなわち、本来あるはずの国民の選挙権の侵害となることは明らかである。この選挙権というのは、裁判所も在外国民に関する選挙権判例を含めて重視しているもの。法律家として、この点についてもしっかりと反対の声をあげて議論を行っていききたい。

また、立憲民主党議員との議論の中で、議論がずれてしまう点がある。長妻議員や奥野議員などは、敵国の侵攻があった場合にどうするのかという議論を行うことがままある。その点に鑑みて、敵基地攻撃は是認できるが、先制攻撃はダメだ、一発撃たれた時点で打ち返すべきとの議論。法律家六団体における議論では、他国の脅威論自体強調する必要はないとの方向であるが、特に奥野議員は、国民はその辺りを重視しているのではないかと意見。その辺りについても我々でしっかり考えないといけないのではないかと。

また、国会での論議の中で、今後5年の軍事費43兆円のうち、10兆円については最近まで内容が明らかになっておらず、最近ようやく明らかになってきた。防衛省的にはそこまで大した額ではないからとの発言もあった。物価高もあるから金額面でざっくりとどんぶり勘定になっているところもあり、金額ありきの点がある。その財源問題についても含めて、指摘すべき点はたくさんあるように思う。

☆労働・貧困、性の平等、都政、治安警察などについて

○フジオフードシステムの裁判について

青龍美和子団員（東京法律事務所）

私からはフジオフードシステムの裁判のお話をしたい。

この件は支部ニュースでも流していないから、まずは説明をさせて頂きたい。

コロナ禍において、飲食店の一斉休業があったことは記憶に新しいが、そういった店で働いていた労働者について、シフト制で働いていた方々をはじめとして、事実上の減給や失職など、大きな被害を被っていた。多くの労働者が組合に加入し、その点について争ったものの、それでも解決しないこともあった。

本件については、横浜地裁に係属している。争点としては、令和2年4月及び5月分の賃金支払いや、同店舗勤務の正社員と比べて職務に大きな差がないのに著しい賃金格差があった点について。

この裁判の中では、経営者側から次のような主張があった。すなわち、正社員は家計を支えているが、アルバイトは家計の補助をしているに過ぎない。こうした主張は訴訟中に何度も出ていて、法律上

は特に意味のない主張であるが、裁判官はこうした主張に影響を受けているようなところがある。今後提出の意見書の中で、そういった差などないことを主張しようと思う。

また、これに関連してアルバイト＝家計補助論を打ち破ろうという趣旨のシンポジウムがあった。裁判当事者の方をはじめとする方々の講演もあり、80人余りの参加があった。家計補助論の空疎性や、当事者の今の苦しみについて意見交換を行った。今後も頑張っていきたいと思うので、応援をお願いしたい。

○「違法な医療保護入院を断罪－精神科病院に対する損害賠償請求を認容」について

並木陽介団員（旬報法律事務所）

私からは特別報告集24頁に関して報告をする。

詳細は記載のとおりだが、概要の説明から行いたい。

本件は、いわゆる引き出し屋という、引きこもり支援を謳う業者による強引な引き出し行為、またその後の精神科病院への強制入院が違法であるとして、損害賠償を求めたもの。

こちら流れるには親が業者に依頼し、業者が強制的に引きこもりの方を家から連れ出し、8日間の間業者の建物で監禁している。被害者はそうした異常な状況に大きなショックを受けた。また業者の出す食事にも抵抗を見せ、ほとんど食事もできなかった。また業者よりいろいろなプログラムを行わされそうになったが、これも拒否している。手をこまねいた業者の方で、被害者を精神科病院に連れていったものと思われる。病院に連れていかれたところ、大した診療もないまま医療保護入院となってしまった。

上記のうち医療保護入院については、その主な要件として指定医の診察と、それにより精神障害があると認められること、の2つが必要。しかし本件では指定医の診察につき下記のとおり争いがあった。また精神障害もないものと主張をしていた。本件ではその後2か月ほど入院させられたのちに退院となり、紆余曲折あって弁護士にたどり着き、訴訟を行いたいとの希望があった。

上記要件につき、指定医の診察の有無について、カルテには確かにそうした記載があった。しかし詳しく調べると、電子カルテの指定医の氏名が他の部分と異なっていた。この点求釈明をして病院側に説明をさせたところ、これは誰でも入力できる状態であったとのことだった。一般的にはID管理されて本人しか記載できないはずなのに、そのカルテは誰でも、指定医外でも入力できる状態だったということ。

判決では、結論として、指定医の診察は行われていない、診察時の事情も考慮して精神障害はなかったとの認定を受け、入院は違法との判断となった。

上記判決にあたっては、上記病院側の医師の判断を裁判所が否定できるか心配であった。専門家が判断したことを裁判所が否定できるのかと思っていたが、何とか上記認定を勝ち取れて、画期的だと考える。

また、報告集には記載がないが、被告側の対応が極めてずさんだったことも勝因の一つだと思う。形式的だが、書類の提出期限を守らなかったり、書面の趣旨がずれていたり、日本語の使い方も良く分からないところがあった。言ってみれば、何を主張しているのか分からない書面であった。この辺りは教訓として我々も考えないといけない。シビアな事件ほど粘り強い主張が大切だと感じた。

全国の引きこもりの方の数は、60万人とも100万人とも言われており、中には上記のような被害を受けている人も少なくない。一方で、家族も引きこもりの子供をどう扱えばよいか困っているケースも多い。違法な対応を許さないだけでなく、行政の対応も必要になってくる。行政側への働きかけも必要と痛感した。

損害賠償に派生して、病院から名誉毀損として訴えられている裁判、いわばスラップ訴訟もあり、言論弾圧を許さない活動もしていかないといけない。より一層しっかり取り組み、被害を受けた方の支援をしなければならない。

○「団本部の差別問題対策委員会での活動について」

高橋寛団員（旬報法律事務所）

団本部の差別問題対策委員会でトランスジェンダーの人権に関する学習会を実施しました。トランスジェンダーの人権の問題が取り上げられたのが最近ということもあり、議論の状況を把握していない方もいらっしゃると思います。団員専用ページで視聴することができますので、是非ご覧ください。また、「このまま続けていいの？技能実習制度」と題して、シンポジウムを行いました。本日、2月24日に、元技能実習生赤ちゃん遺棄事件の弁論が最高裁であり、注目が集まっています。今後も、技能実習制度廃止に向けた取り組みにご協力願います。

○「セクシャルハラスメントの相談窓口について」「ロシア人の排除について」

金竜介幹事長

セクシャルハラスメントの相談窓口を5年前に設置しました。相談窓口に多くの相談が寄せられている状況ではありませんが、露骨なハラスメント、無意識的なハラスメントは少なくなっている状況ではあると思います。引き続き取り組みを続けていきます。

ロシア人排除が進んでいます。日本に住むロシア人は多くはありませんが、弁護士会の委員会で事例の報告があがっています。チャリティのコンサートで、ラフマニノフの演奏が中止になったことがありました。プーチンと関係ないロシアの文化まで排除されるのは危険だと感じています。

○「スピーキングテストについて」

金竜介幹事長

東京都は2022年11月27日に都内全公立中学3年生を対象に英語スピーキングテストを強行しました。スピーキングテストを実施しているのは東京都のみです。スピーキングテストは、採点方法に問題がある等、制度自体に欠陥があります。マスコミではスピーキングを重視することは良い事のように報じられていますが、これは誤りです。東京でしっかりと取り組み、全国に波及しないようにしたいです。

○「死刑制度の廃止について」(P31)

弓仲忠昭団員（たんぼぼ法律事務所）

「報道1930」(BS-TBS)で死刑囚の肉声が放送されました。死刑執行の死刑囚への告知は、現在は執行当日の朝に告知される扱いですが、1955年当時は執行の2日前に告知がされていました。音声は、当時の大阪拘置所所長が秘密裡に録音したもので、死刑囚の肉声が記録されていました。現在、死刑執行に至る過程、執行の順番に関する基準等は明らかにされていません。情報が提供されない状況下で死刑制度の賛否を問うのは公平とは言い難いです。番組では、告知する所長と死刑囚との会話、教誨師との会話とその背景に死刑囚が飼っていたカナリアの鳴き声等が記録されていました。この録音は

2人の死刑囚が大阪地方裁判所に提訴した事件で原告側から証拠提出されたもので、極秘に録音した所長の孫が、「死刑制度について知ってもらふ資料になれば」として提供したというものでした。

出演した元刑務官の野口善國弁護士から刑務官時代のリアルに語られていました。こういう事実はどんどん広がっていった方が良いと思います。

1980年代に、死刑判決確定後の死刑囚に対し、再審無罪判決が確定した著名な4事件があります。3月13日に、東京高裁は、袴田事件の再審開始の可否の決定が出ます。いい決定が出たら、死刑廃止に向けた運動の契機になります。決定が不当なものであったら、怒りで死刑廃止の声が大きくなると考えています。

○「多摩総合医療センターの夜間専用病棟廃止の撤回について」

尾林芳匡団員(八王子合同法律事務所)

東京都府中市の都立多摩総合医療センターのER病棟(夜間専門病棟)の廃止計画を労組との団体交渉で撤回させました。多摩総合医療センターは多摩地域の救急が頼りにしている病院です。夜間専用病棟の廃止が病院で決定されましたが、これに労働組合が強く反発しました。職員の約9割が反対していました。労働強化に影響することなので、都労委への申立てと記者会見の準備をすすめていたところ、申立てと記者会見の前夜に病院側が廃止計画の撤回をしました。記者会見の当日に、夜間救急入院の運用については労働組合との団体交渉により撤回されたことが文書で配られました。私たちは、なぜ撤回となったのかを説明するために記者会見を実施しました。都立病院を縮小化する動きに組合が断固として闘うと阻止ができるということを示すことができました。団員の皆さんには、住民の運動や職員組合の運動に力を貸してもらいたいです。

○「再審法改正について」

泉澤章団員(東京合同法律事務所)

日弁連より再審法改正案が出ました。刑事訴訟法には、再審について、証拠開示の規定がない、検察官の異議申立てにより長引く等の問題があります。再審法改正については、1970年代から運動をしてきました。ここ10年で、布川事件等、再審により無罪となる事件が出ました。今、再審法改正が盛り上がっています。2022年6月に日弁連に「再審法改正実現本部」を設置されました。東京でも2023年3月18日にシンポジウム「東京三弁護士会再審法改正実現シンポジウム」を実施します、是非お話を聞いていただきたいと思います。団でも死刑制度の廃止に取り組んでいますので、注目してください。

退任の挨拶

幹事長退任の挨拶

台東共同法律事務所 金 竜介

黒岩哲彦支部長、野澤裕昭幹事長（現支部長）に推されて2020年に幹事長に就任し、中川勝之・横山雅事務局長や事務局次長の皆さんに支えられてどうにか3年の任期を終えることができました。

幹事長の就任とコロナ禍が重なってしまい、総会やサマーセミナー、メーデーや各憲法集会などが相次いでオンライン、規模の縮小、中止となってしまい、人が集まるイベント好きな私にとっては不完全燃焼の3年だったことは否めません。それでも多くの制限のある中で東京支部からいろんなことが発信できたと思います。2022年5月には、ほんとに久しぶりの集会「憲法改悪を許さない全国署名に全力で取り組もう！」を開催することができ、多くの参加者が集まるということの大切さと面白さを実感することができました。



支部の活性化というのが東京支部の重要課題であるところ、この点は幹事長として支部団員の期待に応えることができたとは言い難く、悔いが残るところです。

東京支部は団本部と違い、東京の地域支部であることを意識して活動することが大切だと思います。

そのため現都政との闘いや革新都政の実現、都の教育問題、交通機関の痴漢被害への取り組み、さらには、東京電力の問題も永田町や霞が関で起きていることも含めて全て東京支部が対峙する問題であると考えていますのでその課題が尽きることはありません。

幹事長は退任しますが、50周年イベントに向けて精力的に団支部に関わっていきたいと思います。

皆様に感謝するとともに西田穰幹事長への期待を込めて退任のあいさつとさせていただきます。ありがとうございました。

次長退任あいさつ

中野すずらん法律事務所 藤原 朋弘

2021年2月に次長に選任されてからあっという間の2年間でした。

色々なことを経験させていただきましたが、特に印象深いのは2021年に強行された2020オリンピックです。オリパラ都民の会と一緒に、声明を作成したり、街頭宣伝をしたり、都議会会派に直接声明を渡したりと最前線でたたかうことができました。結局強行はされましたが貴重な経験だったと思います。また、生活保護のしおり問題で、団本部と共闘して八王子市に申入れをしたことも思い出深いです。かなり問題があるしおりでしたが、団が申し入れた意見がすべて反映されたときには感動しました。なかなか団の意見が反映されることはないので得難い経験でした。



唯一の心残りとしては、次長就任以後にサマーセミナー、団支部総会いずれも泊まりでできなかったことです。温泉につかって宴会をしながら交流を深めることができればと思いますので、今年のサマーセミナーはぜひ鎌倉で開催してほしいと願っています(笑)。

まだまだ、問題は山積みですし、岸田政権にも退陣してもらわなければなりません。次長職からは外れますが、団支部や他の運動には積極的にかかわり続けて、自分なりにできることは精一杯頑張りたいと思います。

2年間ありがとうございました。また、引き続きよろしく願いいたします。



次長退任あいさつ

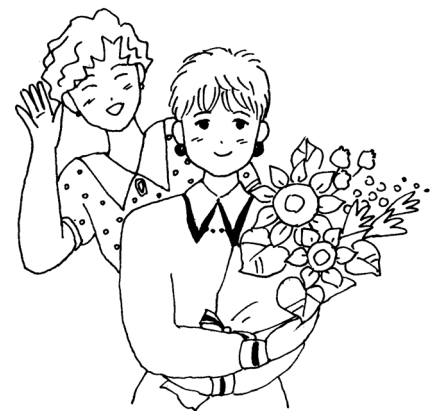
東京東部法律事務所 岩本 拓也

次長になってから、コロナ禍ということもあり、街頭宣伝ができませんでしたが、2年目になって、街頭宣伝ができるようになり、「統一教会と自民党の癒着の徹底究明を求めます」と記載された横断幕を作った上で、幹事会の後に街宣を行い、ビラをたくさん受け取ってもらえたことが思い出に残っています。

幹事会や支部総会で布施さんや本田教授のお話を聞く機会がありました。この間の新自由主義に則った政策により、非正規雇用が増え、貧富の差がどんどん拡大していっているにもかかわらず、国会できちんと議論をすることもなく、軍拡に向かっていることに大きな疑問と怒りを感じています。

昨年より、地元の江東区で区長選に向けた街頭宣伝で、給食費の無償化を訴えるパネルを持ってアピールしたり、同性婚をめぐる差別的な発言をした総理秘書官が更迭された際には、「差別のない個人の尊厳が守られる社会にしよう」と記載したパネルを持ってアピールしたりしています。団東京支部のツイッターでも、リツイートしてくれています。

次長で学んだことを活かして、これからも地域で頑張っていきたいと思います。今後ともよろしくお願ひします。



優れた見識と優しい人柄

東京法律事務所 上条 貞夫

- 1 宮里邦雄さんは、私と同じ法律事務所の7年後輩でしたが、法律論の造詣が深く、やがて東京共同法律事務所を設立して自立された後も、私は労働事件で新たな法律問題に当面する度に、宮里さんに問い合わせて法律論のポイントを指摘して貰うことが、長年にわたって続いていました。何年も続いたJAL解雇争議の関係でも、しばしば宮里さんに法的な意見を求めていました。それほど、誰よりも頼りにしていた存在でした。

これまで、思い出に残る事件を振り返って見ると、日立電子の出向拒否・解雇事件で、最初、私の力不足で東京地裁・仮処分事件が敗訴。何とか本訴で、「出向は本人の同意原則」と勝訴したものの、その控訴審・東京高裁で相手は、全面的に巻き返す論陣を構えてきました。高裁で逆転されたら大変。ここで、宮里さんに代理人に加わってもらい、宮里さんの本当に緻密な弁論で防戦。最後は、こちらの納得できる和解で解決したのです。

また、スカンジナビア航空事件で、東京地裁が「変更解約告知」という一昔前ドイツで流行った論法で整理解雇を認めた、その抗告審の弁護団に私が参加して高裁に提出した「意見書」も、弁護団に送る前に、宮里さんに見て貰ってOKでした。全国的な支援をうけた争議は、高裁の結論が出る前に、全面勝利しました。

- 2 いま振り返って、国鉄労働組合が、官公労働者のストライキ権をめぐる最高裁の判例傾向に関して、国労弁護団の「スト権調査団」を、ヨーロッパ各国とアメリカ、イギリスに派遣したとき（1973年）、宮里さんと私は、ドイツ、フランス、ベルギー、オーストリアの産別労組を訪問して調査した旅を、懐かしく思い出します。日本の国労と国際交流の深かった各国の産別労組本部役員は、各国のスト権の制度と運用の実情を詳しく答えてくれました。調査の合間に、宮里さんと一緒にドイツ酒場でビールを痛飲し、昔覚えたドイツ民謡を歌い続けた雰囲気も、忘れられません。ドイツで寄贈されたドイブラー博士の著作を、帰国後、読み通して視野が広がった、痛快な実感を覚えました。

それはさて置き、その旅の途中、私の、とんでもない失敗があります。ベルギーの労組と懇談した際、昼食に、生まれて初めて本物のワインを御馳走になって飲み過ぎて、帰り道、酔いが回って市電の車道に寝てしまった。あと覚えていませんが、宮里さんが、私を担いでホテルまで運んでくれたのです。翌日、オーストリアに移動しても、二日酔いで全然、調査の仕事になりません。現れたドイツ人の通訳氏は、「あゝ、今日はパウゼ（Pause＝ひと休み）ですね」と一言だけ。

- 3 昨年暮れ、宮里さんの東京共同法律事務所ニュースから、宮里さんが御仕事を休まれていることを知りました。パウゼなのか、早く回復してほしいと願っていたのに、その後、逝去されました。本当に、残念です。いまはただ、御冥福を祈るばかりです。

でも宮里さんは、どこかで、いつもの優しい笑顔で私たちを見守っている、そういう思いが胸をよぎります。

（この原稿は団通信と共有しています）

※591号の西嶋弁護士の記事の訂正

東京支部 HP には訂正された文章が掲載されています

- ① 7頁下から4行目 「共にした一人～」→「共にした。一人～」
- ② 8頁8行目 「合同」→「東京合同」
- ③ 同 9行目 「金剛製鉄所」→「金剛製作所」
- ④ 同11行目 （職場復帰～）→（全員職場復帰～）
- ⑤ 同16行目 八海事件（第4次）→八海事件（第3次）
- ⑥ 同下から10行目 第2次最高裁 → 第3次最高裁
- ⑦ 9頁5行目 「＝広津和郎）→「＝広津和郎、を提出」
- ⑧ 同 8行目 弁論表は割愛
- ⑨ 同下から7行目 「片や岡山県の某所を訪れ（八海事件）→「片や山口県の某所を訪れ（仁保事件）」
- ⑩ 10頁10行目 （～証人となった）→（～主犯は証人となった）
- ⑪ 8頁下から19行目 「20期も不在」→「20期佐藤久さんは仁保事件（すでに渡辺脩さんと私が弁護人として活動開始していた）」
- ⑫ 9頁下から7行目 「白星印」→「月星印」
- ⑬ 同 下から3行目 「小沢千鶴子さん（東京）」→「小沢千鶴子さん（東京、急性膵炎死—医療過誤訴訟は敗訴に終る）」



全国弁護士グループの先生と職員の皆さまをお守りします！

全国弁護士グループ 『弁護士休業サポートプラン』
 団体所得補償保険 + 団体長期障害所得補償保険 (GLTD)

主な特長 (2つの制度共通)

- 保険料は全国のスケールメリットを活かした団体割引25%
- ご加入手続きは簡単で、医師の診査も不要 ※告知書の内容によりご加入をお断りする場合があります。
- 国内外や業務中・業務外を問わずに補償し、保険金請求も簡単です！

対象期間は「1年」あるいは「2年」です。

【所得補償保険】

- 病気やケガによって就業不能となった場合、月々の所得を1年間、または2年間補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業不能も補償します。
- 無事故のときは保険料の20%を返れいします。
- 支払対象外期間は4日と7日のいずれかを選んでもいただけます。
- 入院による就業不能時を手厚く補償するワイドプラン(入院による就業不能時追加補償特約)をご用意しています。この特約をセットすれば入院時は手厚い補償を受けられます。

<月払保険料表> スタンダードプラン(A型)、団体割引25%、保険期間1年、障害等級別1級、支払対象外期間7日、精神障害拡張補償特約セット、天災危険補償なし
 保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

対象期間	1年	2年
満年齢		
満25～29歳	820	1,000
満30～34歳	1,010	1,250
満35～39歳	1,260	1,640
満40～44歳	1,570	2,110
満45～49歳	1,880	2,550
満50～54歳	2,170	3,010
満55～59歳	2,300	3,240
満60～63歳	2,420	3,430

長期療養に備えての補償の充実化をお勧めします。

【団体長期障害所得補償保険 (GLTD)】

- 病気やケガによって就業障害となった場合、最長70歳まで長期に補償します。 ※医師の指示に基づく自宅療養も対象
- 所定の精神障害(認知症含む)による就業障害も補償します。
※最長2年間
- 長期間の補償となるため、インフレによる保険金受取金額の目減りがないう物価指数の上昇に連動してインフレスライドさせてお支払いします。

<月払保険料表> 団体割引25%、保険期間1年、精神障害拡張補償特約セット、対象期間70歳まで、天災危険補償なし
 保険料単位：円(保険金額10万円あたり)

支払対象外期間 満年齢	372日型		737日型	
	男性	女性	男性	女性
満25～29歳	994	875	950	843
満30～34歳	1,084	1,164	1,019	1,109
満35～39歳	1,342	1,712	1,253	1,636
満40～44歳	2,028	2,786	1,886	2,646
満45～49歳	3,050	4,132	2,844	3,887
満50～54歳	4,669	5,866	4,294	5,442
満55～59歳	6,370	7,012	5,702	6,303
満60～63歳	6,956	6,593	5,731	5,454

★本ご案内は概要のご説明資料です。詳細のお問い合わせ・資料のご請求は下記へお願いします。

<取扱代理店>

株式会社宏栄 担当：大枝・西山・岩崎・竹田
 〒107-0062 東京都港区南青山1-10-3構本ビル3F
 TEL: 03-3405-0041 (全国弁護士グループ専用)
 (受付時間：平日の午前10時00分から午後6時まで)

<引受保険会社>

損害保険ジャパン株式会社 団体・公務開発部 第一課
 〒160-8338 東京都新宿区西新宿1-26-1
 TEL: 03-3349-5401 FAX: 03-6388-0160
 (受付時間：平日の午前9時から午後5時まで)

(SJ22-08407 2022年10月3日)